

防府市告示第六十二号の三

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十六日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十六日

防府市長 池田 豊

一四一〇二五	整理番号	中塚真尾線	路線名	大字鈴屋字久井原六六一番地先から 大字真尾字公門所五〇二番地先まで	区間	令和四年七月十六日	供用開始の日
--------	------	-------	-----	--------------------------------------	----	-----------	--------